

改正後		改正前	
別表（第 2 条第 1 項関係）		別表（第 2 条第 1 項関係）	
名 称	所掌事項	名 称	所掌事項
〔略〕		〔略〕	
保育事業設置運営予定者審査第 1 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項 <u>児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項</u>	保育事業設置運営予定者審査第 1 部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と家庭的保育事業等の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）及び実施予定者の計画との適合審査に関する事項
保育事業設置運営予定者審査第 2 部会			
保育事業設置運営予定者審査第 3 部会			
保育事業設置運営予定者審査第 4 部会			
保育事業設置運営予定者審査第 5 部会			
保育事業設置運営予定者審査第 6 部会			
保育事業設置運営予定者審査第 7 部会			
保育事業設置運営予定者審査第 8 部会			
〔略〕		〔略〕	